

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項及び第3項の規定に基づき、平成29年度から平成33年度までの間、次のとおり、第二種特定鳥獣の狩猟期間を変更し、猟法の禁止を解除する。

平成29年8月25日

静岡県知事 川勝平太

## 1 狩猟期間の延長

### (1) 対象鳥獣

イノシシ及びニホンジカ

### (2) 対象区域

静岡県全域

### (3) 延長する期間

11月1日から翌年3月15日まで

## 2 禁止猟法の一部解除

### (1) 解除する猟法

イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

### (2) 解除する区域

静岡県全域

### (3) 解除する期間

ア 第一東海自動車道の南側の区域

11月1日から翌年3月15日まで

イ 第一東海自動車道の北側の区域

1月1日から2月末日まで。ただし、ニホンジカを捕獲する目的でニホンジカ以外の鳥獣の錯誤捕獲を予防する仕様になっているくくりわなを使用する場合は、11月1日から翌年3月15日まで。